

総行福第65号
令和2年3月31日

警察庁長官官房長
（給与厚生課扱い）
文部科学省初等中等教育局長
（財務課扱い）

様

総務省自治行政局長
（公印省略）

告示の制定について

標記の件について、別添のとおり関係地方公務員共済組合理事長あて通知したので、参考までに通知します。

総行福第65号
令和2年3月31日

地方公務員共済組合連合会理事長 様

総務省自治行政局長
(公印省略)

告示の制定について

標記の件について、別添のとおり都道府県知事（市町村担当課及び財政担当課）あて通知したので、参考までに通知します。

総行福第 65 号
令和 2 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 様
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

告示の制定について

令和 2 年 3 月 31 日付け官報において、別添のとおり下記に掲げる告示が定められましたので、通知します。

については、貴都道府県内の市町村等(一部事務組合等及び地方独立行政法人を含む。)に対してこの旨周知いただくとともに、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対してその取扱いに遺漏のないようご指導をお願いします。

記

- 1 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(令和 2 年総務省告示第 92 号)
- 2 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(令和 2 年総務省告示第 93 号)
- 3 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(令和 2 年総務省告示第 94 号)
- 4 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件(令和 2 年総務省告示第 95 号)

- 5 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（令和2年総務省告示第96号）
- 6 地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（令和2年総務省告示第97号）
- 7 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件（令和2年総務省告示第98号）

以上

総行福第 65 号
令和 2 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 様
(財政担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

告示の制定について

令和 2 年 3 月 31 日付け官報において、別添のとおり下記に掲げる告示が定められましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（令和 2 年総務省告示第 92 号）
- 2 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（令和 2 年総務省告示第 93 号）
- 3 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（令和 2 年総務省告示第 94 号）
- 4 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（令和 2 年総務省告示第 95 号）
- 5 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（令和 2 年総務省告示第 96 号）

- 6 地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（令和2年総務省告示第97号）
- 7 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件（令和2年総務省告示第98号）

以上

総行福第65号
令和2年3月31日

地方公務員共済組合連合会理事長 様

総務省自治行政局長
(公印省略)

告示の制定について

標記の件について、別添のとおり都道府県知事（市町村担当課及び財政担当課）あて通知したので、参考までに通知します。

総行福第65号
令和2年3月31日

地方職員共済組合理事長
（地方共済事務局及び団体共済部扱い）
東京都職員共済組合理事長
各指定都市職員共済組合理事長
全国市町村職員共済組合連合会理事長

様

総務省自治行政局長
（公印省略）

告示の制定について

令和2年3月31日付け官報において、別添のとおり下記に掲げる告示が定められましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（令和2年総務省告示第92号）
- 2 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（令和2年総務省告示第93号）
- 3 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（令和2年総務省告示第94号）
- 4 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（令和2年総務省告示第95号）

- 5 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（令和2年総務省告示第96号）
- 6 地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（令和2年総務省告示第97号）
- 7 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件（令和2年総務省告示第98号）

以上

総行福第 65 号
令和 2 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 様
(財政担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

告示の制定について

令和 2 年 3 月 31 日付け官報において、別添のとおり下記に掲げる告示が定められましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（令和 2 年総務省告示第 92 号）
- 2 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（令和 2 年総務省告示第 93 号）
- 3 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（令和 2 年総務省告示第 94 号）
- 4 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（令和 2 年総務省告示第 95 号）
- 5 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（令和 2 年総務省告示第 96 号）

- 6 地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（令和2年総務省告示第97号）
- 7 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件（令和2年総務省告示第98号）

以上

総行福第 65 号
令和 2 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 様
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

告示の制定について

令和 2 年 3 月 31 日付け官報において、別添のとおり下記に掲げる告示が定められましたので、通知します。

については、貴都道府県内の市町村等(一部事務組合等及び地方独立行政法人を含む。)に対してこの旨周知いただくとともに、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対してその取扱いに遺漏のないようご指導をお願いします。

記

- 1 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(令和 2 年総務省告示第 92 号)
- 2 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(令和 2 年総務省告示第 93 号)
- 3 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(令和 2 年総務省告示第 94 号)
- 4 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件(令和 2 年総務省告示第 95 号)

- 5 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（令和2年総務省告示第96号）
- 6 地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（令和2年総務省告示第97号）
- 7 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件（令和2年総務省告示第98号）

以上